

庁舎移転

新庁舎の完成時期は

平成29年10月を予定



もり はるし 森 治史 議員

問 町庁舎移転の決定により、住民から現庁舎はいつ取り壊すのか、また、新庁舎の完成はいつになるのかと尋ねられる。平成26年度予算では庁舎関係予算2億3113万円が計上され、説明によれば予定面積6・9ha(約2万900坪)とあったが、庁舎建設に必要な用地取得の進捗状況と、住民の方が一番関心を持っている庁舎の完成予定は。

答 武政 総務課長

平成26年12月10日現在の建設用地の進捗率は約80%、計画のスケン谷全体では約40%となっている。

現在、建築開始は平成28年1月の予定で、全体の工事期間が18ヶ月の予定なので供用開始は平成29年10月ぐらいになる。また、現庁舎は平成30年3月までには取り壊す予定。

町道管理

日常生活の安全を
早急に修繕する

問 上田の口部落の国道56号線のバス停、丸山橋を起点として町道しだの川線が北に向

け通り、そこから約3kmの所で3名の高齢者の方が生活を

されている。家の手前では舗装に穴が開いたままで常時水が溜まっている状態である。そこまでの町道にも石などが散乱しており、通行に支障をきたしている。高齢者の日常生活面の安全からも早急に修繕をすべきではないか。

答 森田 まちづくり課長

町道については、昨年度、延長624mを舗装したが、質問の箇所は予算の都合上できていないので、通行に支障がないように、損傷箇所の修繕を早急を実施し、また、安全対策にも十分配慮していく。

固定資産税

更地にも減免措置を
特例は認められない

問 現在、南海地震対策で避難道に隣接した倒壊の恐れのある老朽化家屋の取り壊し費用へは80%、最大100万円の補助があるが、更地になれば小規模住宅用地(200㎡)

の固定資産課税額の6分の1、一般住宅用地(200㎡以上)3分の1の減免措置がなくなることで、課税額が6〜3倍とってくる。防災のため、この事業にご協力された地権者へ、一定期間(5〜10年)減免の特例措置を設けることは、事業を進める上からも必要ではないか。

答 大西 町長

老朽家屋は個人財産なので個人が取り壊すのが前提だが、避難道とか火事災害時の逃げ道などは公益性を考えると除去事業への補助を行うことは可能である。今は、除去の補助事業をしているが、税の公平性を厳守する上からも、更地への減免の特例措置はできない。



町道しだの川線